

**立川市庁舎弁当等販売店出店者
募集要項**

**令和7年11月
立川市行政管理部総務文書課**

立川市庁舎における食の提供については、従前どおり、市庁舎3階の食堂施設を活用して、イートインスペースを併設した弁当等販売を行う事業者を以下のとおり募集することとする。

1 応募資格要件

- (1) 法人であること。
- (2) 東京都内に本店、支店または営業所を有し、かつ、立川市競争入札参加資格登録（以下「資格登録」という。）を当該店舗でしている者。ただし、資格登録をしていない者にあっては、下記書面を提出し、契約締結時までに資格登録できる見込みがある場合に限り、参加することができる。
 - ①履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（原本、発行後3か月以内のもの）
 - ②貸借対照表及び損益計算書の写し（直近2年度分）
 - ③納税証明書（原本、直近2年度分）
 - ア 法人税
 - イ 法人事業税
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (3) 立川市において、過去1年以内に立川市競争入札等参加停止基準の規定による参加停止の措置を受けていない者。
- (4) 立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年2月23日市長決定）第3条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 下記8(1)の応募書類の提出日現在、弁当販売店を営業する実績が2年以上あり、現に営業していること。
- (6) 直近過去1年間において食中毒等の事故を起こしていないこと。

2 施設の使用許可

- (1) 使用許可の概要
 - ① 使用許可の根拠
地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に定める行政財産の使用許可による。
 - ② 弁当販売店の設置場所
東京都立川市泉町1156番地の9 立川市役所3階食堂施設（面積101.2m² ※別紙2「立川市庁舎食堂施設平面図」を参照。既存の食堂施設を令和8年4月上旬予定（閉庁日に実施）に設置するパーテイションで仕切った西側）
 - ③ 使用許可面積
2 (1) ②の設置場所の範囲内で、出店希望者が企画提案する事業内容に必要な面積を市と協議して決定する。
なお、お茶や清涼飲料水等の飲料を販売する場合は、それに必要な面積も申請し、協議すること。
 - ④ 使用料
免除
 - ⑤ 使用許可の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

なお、期間満了時に使用許可を更新することができる。

(2) 使用許可の取消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更を行うことがある。

- ① 使用財産を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- ② 市の品位及び秩序を乱す言動があったとき。
- ③ 本要項で定める応募要件及び出店条件に違反したとき。
- ④ 別途締結する協定に違反したとき。

(3) 使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了したとき、又は2(2)により使用許可を取り消されたときは、出店者は、使用許可された施設（以下、「許可施設」という。）を自己の負担において直ちに原状に回復すること（ただし、市が原状に回復させる必要がないと認める場合においては、この限りでない）。なお、この場合、出店者は、市に対し立退料、有益費の償還、損害賠償、営業の補填その他名目の如何を問わず一切の請求をすることができない。

3 募集業種と営業形態等

(1) 業務内容

弁当等販売店の営業及びイートインスペースの管理

※2 (1) ③の使用許可面積に関わらず、弁当等販売店の営業時間中は設置場所のイートインスペースの清掃、廃棄物の回収その他の管理について一切の責任を負うものとする。

(2) 店舗数

1店舗

(3) 営業日

市庁舎の開庁日の営業は必須とする。

ただし、建物の設備点検等のため、営業できない日を除く。

(4) 営業時間

上記(3)の営業日における午前11時から午後2時までの営業（店舗販売）は必須とする。

4 出店条件

(1) 施設・設備の維持管理等

- ① 許可施設は現状での使用許可とする。
- ② 市の備品であるテーブル、いす等は、出店者の希望により無償で貸与する。
- ③ 出店者が設置した施設・設備、市の許可施設及び無償貸与備品等については、出店者が自己の責任と負担において維持管理すること。
- ④ 市が設置した設備等の修繕費用は、原則として、市が負担する。ただし、出店者の故意又は過失を原因とする修繕等に係る費用は、出店者が負担する。
- ⑤ 使用許可面積以外にイートインスペースを管理する場合において、当該イートインスペースについても、上記①から④の規定に準じて対応を協議する。

(2) 施設使用上の注意及び制限等

- ① 出店者は、善良な管理者として市庁舎の運営に支障を及ぼさないよう、許可施設を使用すること。

② 出店者は、市の承認を受けずにレイアウト変更等の工事を行うことはできない。

③ 出店者は、使用許可を受けた行政財産を第三者に使用させることはできない。

(3) 食品衛生管理

出店者は、食品衛生法上の登録検査機関による商品や調理場所、調理器具等の細菌検査を年1回以上実施し、その結果を市に報告すること。なお、検査に係る経費は出店者が負担すること。

(4) 店舗運営等に伴う費用等

① 施設使用料

免除

② 光熱水費

使用量に応じて、店舗運営に係る電気及び水道の各料金を負担すること。

③ その他

上記(4)①②に定めるもののほか、出店に係る経費は出店者が負担すること。

5 その他の出店条件

(1) 感染症対策を徹底すること。

(2) ごみ箱を用意し、弁当等利用者が出したごみを回収し、適切に処分すること。

(3) 出店者は、市の求めに応じて収支報告書を提出すること。

(4) 出店者は、使用許可により生じる権利義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。また、名目の如何を問わず、業務の一部又は全部を第三者に遂行させてはならない。

(5) 次の場合には、出店者としての決定を取り消すことができる。

① 市との協定締結に応じなかったとき。また、正当な理由なく市が指定する期日までに使用許可手続に応じなかったとき。

② 出店者の決定から使用許可の手続までの間に、出店者について資金の変化等により、店舗の設置・運営の履行が確実でないと市が判断したとき。

③ 社会的信用を著しく損なうような行為等により、出店者としてふさわしくないと市が判断したとき。

④ 出店者が、上記1の応募資格要件を欠いたとき。

⑤ その他、出店者が市に対して重大な信義則違反をしたとき。

(6) 損害賠償

出店者は、許可施設の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

6 審査で特に加点する項目

出店条件として必須ではないが、以下の項目の実施を企画提案する場合は審査において加点対象とする。

(1) 弁当の種類

和・洋・中華・ヘルシーメニュー等、様々なジャンルの弁当の多種類販売。

(2) 価格帯

低廉な価格帯を中心に、ニーズに応じて高価格帯の弁当も用意する等、幅広い価格帯の設定。

(3) 飲料の販売

お茶やコーヒー、清涼飲料水等の飲料の販売。

(4) 環境対策

弁当容器の素材や回収した弁当容器の処理方法等による環境への配慮。

(5) キャッシュレス決済

QRコード、電子マネー、クレジットカード等、キャッシュレス決済の導入。

(6) デリバリー

デリバリーやワゴン等による販売。

(7) 地域経済活性化

市内事業者の積極的活用等、地域経済活性化への寄与。

7 募集から選定までのスケジュール

(1) 応募書類提出期間	令和7年11月21日（金）から12月10日（水）まで
(2) 質疑書受付期間	令和7年11月21日（水）から12月10日（水）まで
(3) 質疑回答期日	令和7年12月17日（水）
(4) 企画書の提出期限	令和7年12月19日（金）
(5) 選考	令和8年1月中旬
(6) 選考結果通知	令和8年1月下旬
(7) 協定締結	令和8年2月下旬
(8) 使用許可開始	令和8年4月1日（水）
(9) 営業開始	令和8年4月1日（水）から1か月以内

8 応募方法

(1) 応募書類・企画書の提出（各1部）

※ 1 (2) の「資格登録」をしている者については、(3)、(6)、(7)、(8) を除く。

提出書類	(1) 応募申込書（様式1） (2) 会社概要（様式2） (3) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（原本、3か月以内に発行されたもの） (4) 飲食店営業許可書の写し（既存店舗等のもの） (5) 定款の写し (6) 貸借対照表及び損益計算書の写し（直近2年度分） (7) 国税（法人税）の「納税証明書」（原本、直近2年度分） (8) 地方税（法人事業税、消費税及び地方消費税）の「納税証明書」（原本、直近2年度分） (9) 直近過去1年間食中毒等を発生させていない旨の確認書（様式3） (10) 企画書表紙（様式4） ※下記企画書記載内容を盛り込んだ企画書を別紙で添付すること。
企画書	別紙「市庁舎弁当等販売店の公募に係る審査項目及び採点表」も参照して記

記載内容	<p>載すること。</p> <p>(1) 運営方針・コンセプト</p> <p>(2) 店舗概要</p> <p>①営業時間、②弁当等販売店の使用許可面積、設置場所、利用者の動線設定、③イートインスペースの管理方法</p> <p>(3) 弁当の企画内容等</p> <p>①1日に販売する弁当の種類、②各弁当の予定価格（税込）、③飲料等の販売方法</p> <p>(4) 運営計画</p> <p>①本部との連絡体制・店舗運営体制（人員配置等）、②従業員教育、③苦情処理・要望対応体制、④収支計画、⑤販売促進・利用拡大施策、⑥キャッシュレス決済の導入</p> <p>(5) 安全衛生対策</p> <p>①店舗及び食材等の衛生管理体制（取得認証等）、②従業員の衛生管理</p> <p>(6) 環境対策</p> <p>①弁当容器の素材、②弁当容器の処理方法</p> <p>(7) 経営、収支状況</p>
提出期間	令和7年11月21日（金）から12月10日（水）まで（企画書は、令和7年12月19日（金）まで）
提出方法	下記提出先まで持参または郵送
提出先	<p>〒190-8666 立川市泉町1156-9 立川市行政管理部総務文書課執務環境調整担当係 電話：042-528-4306（平日8時30分から17時まで）</p>

- ① 提出書類の書き換え、差し換え及び撤回はできない。
- ② 提出書類に虚偽の記載を行った場合、その応募は無効とする。
- ③ 不正な応募であることが判明した場合、その応募は無効とする。
- ④ 応募に伴い発生する一切の費用については、応募者の負担とする。

(2) 質疑・回答

応募者を対象に以下のとおり質疑の受付及び回答を行う。

質疑	受付期間	令和7年11月21日（水）から12月10日（水）まで
	提出方法	下記Eメールアドレスに質疑書（様式5）をデータ送信により提出すること。提出後は下記電話番号宛に確認の電話を入れること。
	提出先	立川市行政管理部総務文書課執務環境調整担当係 Eメールアドレス：soumu@city.tachikawa.lg.jp 電話：042-528-4306（平日8時30分から17時まで）
回答	回答期日	令和7年12月17日（水）（予定）
	回答方法	応募者全員に対し、他の応募者からのものも含めて市ホームページ上にて回答する。

(3) 施設見学

応募書類の受付期間内で個別にイートインスペース等の施設見学をすることが可能であるため、希望する場合は下記連絡先に連絡すること。

9 出店者の決定

応募者の中から、市の設置する審査委員会による審査の上、出店者を決定する。ただし、一定の基準を満たす応募者がいない場合は出店者の決定を見送ることがある。(協定については、市と出店決定者が企画提案内容についての調整と確認を行った後に締結をするものとする。)

(1) 選考方法

企画書を基にした書類審査

(2) 審査項目

別紙1「立川市庁舎弁当等販売店の公募に係る審査項目及び採点表」のとおり

(3) 選考結果等

結果は応募者全員に文書にて通知する。通知時期は令和8年1月下旬(予定)

(4) 出店者の公表

出店者の公表は、令和8年3月中旬頃に、立川市ホームページにて行う。

10 連絡先

〒190-8666

東京都立川市泉町1156番地の9

立川市行政管理部総務文書課執務環境調整担当係

電話：042-528-4306

Eメールアドレス：soumu@city.tachikawa.lg.jp

(様式 1) 応募申込書

令和 年 月 日

応 募 申 込 書

立川市長 殿

所 在 地

名 称

代表者名

印

【事務担当者】

住 所 〒

所属・職名

氏 名

電 話

メールアドレス

立川市庁舎弁当等販売店出店者募集要項に基づき、応募します。

(様式2) 会社概要

会 社 概 要
<p>以下の項目について記載してください。</p> <p>① 企業理念（経営方針） ② 事業経歴 ③ 創立年月日 ④ 資本金 ⑤ 事業内容 ・事業種目 ・取扱品目・サービス、年間取扱高 ・事業所所在地、従業員数 ・主な取引先 ⑥ その他応募者のPRになるもの 事業内容パンフレット等</p>

(様式3) 確認書

確 認 書

弊社では、過去1年間において、食中毒等の事故発生はありません。

令和 年 月 日

立川市長 殿

所 在 地

名 称

代表者名

印

(様式4) 企画書

令和 年 月 日

企 画 書

立川市長 殿

所 在 地

名 称

代表者名

印

【事務担当者】

住 所 〒

所属・職名

氏 名

電 話

メールアドレス

立川市庁舎弁当等販売店出店者募集要項に基づき、企画書を別紙のとおり提出します。

(様式5) 質疑書

令和 年 月 日

質 疑 書

立川市長 殿

所 在 地

名 称

代表者名 印

【事務担当者】

住 所 〒

所属・職名

氏 名

電 話

メールアドレス

立川市庁舎弁当等販売店出店者募集要項に基づき、質疑書を別紙のとおり提出します。

質疑書別紙

質疑事項	質疑內容

立川市庁舎弁当等販売店の公募に係る審査項目及び採点表

	大項目	中項目	細項目	主な評価の観点	配点(5段階評価)
弁当販売店の運営計画	全般	運営方針	運営方針、コンセプト	ニーズの反映、独自性、実現可能性	20点
			使用許可面積等	使用許可面積の有効活用、上記運営方針・コンセプトに見合った提案	
	店舗管理	店舗管理	販売場所及び利用者動線	販売場所及び利用者動線の合理性、スムーズな利用者動線の設定	20点
			イートインスペースの管理方法	清掃頻度、不審者等への対応 テーブル・椅子の配置の合理性	
	弁当等の企画内容	弁当の質	種類	和・洋・中・ヘルシーメニュー等のバリエーション、種類の多さ	25点
			価格帯	低廉な価格帯、高価格商品も販売可能	
			飲料の販売	飲料の提供方法	
	地域経済活性化	市内事業活性化等		市内事業者の活用等	
	運営計画	組織体制	店舗運営体制	本部運営責任者と店舗の指示系統、販売スタッフ数	20点
			従業員教育	マニュアルの整備、教育内容	
			苦情・要望処理体制	処理マニュアルの整備、対応体制	
	計画・企画	収支計画		ニーズ調査とそれに基づく堅実な収支計画	
		販売促進・利用拡大施策		イベントやフェアの開催、販売促進施策	
	サービス	キャッシュレス決済		QRコード、電子マネー、クレジットカード等の利用	
	衛生管理	安全衛生	商品の衛生管理	腐敗防止策等	10点
			従業員の衛生管理	販売スタッフの衛生チェック	
環境対策	環境対策	環境への配慮		弁当容器の素材、容器の処理方法	5点
	合 計				100点

別紙2

「立川市庁舎食堂施設平面図」(パーティションは、令和8年4月上旬予定(閉庁日に実施)に設置予定)

